

中野区立平和の森小学校「いじめ防止基本方針」

中野区立平和の森小学校

校長 武智 直貴

1、いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速に誠実に、組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) 被害を受けた児童が「いじめ」と感じたら「いじめ」であるという基本姿勢は変わらずもつ。
- (3) いじめ解決の定義
いじめの加害児童、被害児童や周りの児童全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって、判断する。
- (4) いじめは、どの児童にも起こりうるという認識で、絶対にいじめを放置、助長せず未然防止に取り組む姿勢を、全教職員で共有する。

2、いじめ対応への基本的考え方

(1) いじめを許さない雰囲気作り

教職員への研修、児童への指導、保護者への啓発等を通して、学校の全教育活動の中で、意図的・計画的・組織的にいじめを許さない雰囲気を作る。

(2) 温かい人間関係作り

全校朝会での一斉指導、日々の授業のみならず、朝の会や帰りの会などで友達のよさを認め、高める指導を行い、温かい人間関係を作る。道徳教育を充実させ、思いやりの心を育てていく。

(3) 早期発見の徹底

児童の心のサインを見逃さず、早期発見、早期対応を図る。日々、児童同士、児童と教師のコミュニケーションを充実させ、行動観察を通して実態把握に努める。

(4) 教員の指導力の向上及び組織的対応

いじめ防止、いじめの解決に向けて、適切な対応ができるように、教員の指導力を高める。そのために、職員会議等を活用し、意図的・計画的に研修を行う。教員個人による対応に頼るだけでなく、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、心の教室相談員等も含めた学校全体による組織的な対応を図る。

(5) 「ネット上へのいじめ」への対応

インターネットを介して行われるいじめに対しては、セーフティ教室などの場で、関係機関と連携して、情報収集や対応、指導に努めるとともに、情報モラル教育の充実を図り根絶を目指す。併せて、「平森小 SNS ルール」の徹底を図る。

(6) 家庭・地域社会及び関係機関との連携

いじめ防止を効果的にすすめるため、家庭や地域と連携し、学校と一体となって指導を行っていく。そのため、道徳授業地区公開講座、保護者会、PTA 講演会等を活用して啓発や情報交換を行う。

3、いじめ防止等行う組織「平和の森小学校いじめ対策委員会」の設置

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、心の教室相談員からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。これを「平和の森小学校いじめ対策委員会」とする。日頃より、学校生活における児童の様子把握、情報共有に努める。

4、重大事態への対処と教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、欠席を余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに中野区教育委員会に報告する。
- (2) いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、中野区教育委員会、中野区教育相談室、中野区子ども家庭支援センター、東京都杉並児童相談所等、関係機関と連携して対応する。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合、野方警察署と連携して対応する。
- (4) 重大事態と判断した場合、全校に児童アンケートを取り、実態把握に努めてから迅速・誠実に対応する。

5、具体的な取組計画

(1) 未然防止のための取組

- ① 5月からスクールカウンセラーによる、第5学年児童の全員面接を行うことで、交友関係の悩み等を把握し、未然防止に努める。
- ② 新年度の職員会議で、「いじめ防止研修」を企画し、いじめの定義や本校「いじめ防止基本方針」についての共通理解を図る。
- ③ 6月のふれあい月間では、「学校シート」を活用し、児童にアンケートを取り、友達関係や学校生活への不安などについて担任が把握し、個人面談、グループ面談を実施する。
- ④ 9月の道徳授業地区公開講座を活用し、思いやりを重点にした道徳授業を展開し、思いやりの心を育てる。
- ⑤ 6月、2月の読書週間において、読書を推進するとともに、心温まる話を紹介することで豊かな心を育てる。
- ⑥ 全校朝会や学年集会等で、日常的に「いじめは絶対許されない」ということを伝え、学校全体で共有する。

- ⑦全校朝会や朝や帰りの会、授業の終末等において、友達のよいところを発表する機会を設けることで、共感的な人間関係を育てる。
- ⑧後期学校評価の際、「いじめ防止対応について」のテーマを設け、課題と成果について教職員個々が振り返り、本校としての課題を明確にし次年度の取組に生かす。

(2) 早期発見のための取組

- ①日常的な観察を行い、児童の様子に目を配る。表情、態度、身体、服装、持ち物、金銭、言葉遣い、行動などに注意する。個人のノートや生活ノート、日記等から交友関係や悩みを把握する。
- ②7月、12月の個人面談を活用し、児童の悩み、交友関係を把握し、保護者との連携を図る。
- ③ふれあい月間、中野区教育委員会からのアンケートを実施し、いじめの把握に努める。
- ④セーフティ教室、学級活動の情報モラル教育の指導から、インターネットを介したいじめへの指導に努める。
- ⑤毎週金曜日に行う、教職員による生活指導朝会において、いじめの発生、危惧される案件について報告し、早期発見に努める。
- ⑥教育相談室前に、「何でも相談ボックス」を設置して、「気になること」や「心配なこと」など、周囲を気にせず児童が相談できるようにする。

(3) 早期対応の取組

- ①いじめが発生した場合、加害者被害者から事情を担当、学年主任、生活指導主任など、複数の教員で聞き取り、事実の把握に努める。
「いじめ対応マニュアル」に基づいて、迅速・誠実な対応を行う。
- ②「平和の森小学校いじめ対策委員会」を開き、対応する。その後、対応の状況を、教職員に報告し、情報を共有することで、全教職員で組織的な対応を図る。
- ③いじめが発生し、解決と判断されるまで、時系列で記録を取る。必要に応じて、中野区教育委員会に報告する。

6、いじめ防止基本方針の検証

- (1) 12月の学校評価において、いじめ防止基本方針、いじめ防止の対応を自己評価する。その結果を教職員で検討するとともに、学校評議員会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるようにする。